

南魚沼市縦断駅伝大会競技規定

1 競技者登録・変更

- (1) 競技者登録は、競技者7名、補欠3名の計10名を最大とする。
- (2) 競技者登録の変更は、参加申込〆切日（8月16日）以降は一切認めない。
- (3) 区間変更は、競技者変更届をFAXまたはメールにて事務局へ提出すること。
※1次〆切：8月28日（金）、最終〆切：10月15日（木）
※競技者登録された者の中での区間変更に限る。
※プログラムには8月28日（金）時点の登録選手を掲載する。
- (4) 大会当日は、競技者と補欠の入替のみ認め、チーム受付時に競技者変更届を提出すること。

2 招 集

- (1) 各中継所において、下記の時間に競技者の招集を行い点呼する。それに遅れたチームはオープン参加とする。（申し合わせ事項参照）
- (2) 必ずナンバーカードを胸と背にはっきり見えるよう着用した状態で招集場所に来ること。ナンバーカードのみの持参や競技者代理での招集は認めない。
- (3) スタート地点及び中継所には各招集時間に自己責任で集合すること。

中継所	招集時間	先頭通過 予定時刻	中継所	招集時間	先頭通過 予定時刻
スタート	8:30～8:50	9 : 0 0	第4	9:03～9:23	9 : 5 3
第1	8:36～8:56	9 : 1 6	第5	9:13～9:33	1 0 : 0 3
第2	8:47～9:07	9 : 2 7	第6	9:25～9:45	1 0 : 1 5
第3	9:01～9:21	9 : 4 1	ゴール	—	1 0 : 2 8

3 スタート

- (1) 主催者の指示により、ナンバーカードの早い順で進行方向に向かって右から左へ並ぶ。
- (2) 1列の最大チーム数は15チームとする。1列目 No.1～15、2列目 No.16～30 以下同様
- (3) スタート合図は競技開始10分前、5分前、3分前、1分前、30秒前、20秒前、10秒前に行う。5分前には必ず指定のスタート位置につくこと。

4 走 行

- (1) 競技者は、原則として車道の左側端を走行すること。歩道は原則走行しない。
- (2) 右折時、道路の中心線（点）から右に出てはならない。
- (3) 競技中に身体に異常を感じたときは、速やかに役員に申し出て競技を中止すること。
- (4) 審判長・主催者から競技中止を命じられた場合はそれに従うこと。その場合、次区間走者の出発は、前走者区間の最終走者と同時にスタートすること。
- (5) スマホやイヤホン等、走行に不要な物品を使用しての競技参加は禁止する。
- (6) 競技中に生じた事故等について、主催者は応急処置を行うが、それ以外の責任は一切負わない。
- (7) 緊急車両通行時は、通行に支障のない場所で待機すること。その際生じたロスタイムについては考慮しない。

5 中 継

- (1) タスキの受け渡しは、中継線から進行方向 20mの間で行う。中継の着順判定及びタイム計測は、前走者の胴体のいずれかの部分が中継線に到達したときとする。
- (2) タスキを受け取る走者は、前走者の区間(中継線手前の走路)に入ってはならない。また、タスキを渡した走者は、ただちにコース外に出なければならない。
- (3) スタート位置は、中継所手前 50m地点の順位により、進行方向に向かって左側から並ぶ。

6 繰り上げスタート

- (1) 繰り上げスタートは、審判長または中継所主任の指示で行う。この場合、中継線をスタートラインとする。
- (2) 繰り上げスタート時間は、次に定める通りとする。

中継所	繰り上げ時間	先頭通過 予定時刻	中継所	繰り上げ時間	先頭通過 予定時刻
スタート	—	9 : 0 0	第 4	先頭通過後 35 分	9 : 5 3
第 1	先頭通過後 20 分	9 : 1 6	第 5	先頭通過後 40 分	1 0 : 0 3
第 2	先頭通過後 25 分	9 : 2 7	第 6	先頭通過後 45 分	1 0 : 1 5
第 3	先頭通過後 30 分	9 : 4 1	ゴール	—	1 0 : 2 8

7 ナンバーカード

- (1) チームナンバーは、前回大会の順位等を考慮して主催者で決定する。
- (2) 競技者は、主催者が用意したナンバーカードを胸と背にはっきり見えるよう着用する。

8 タスキ

- (1) タスキは、大会当日受付時に渡す。
- (2) 引継ぎは、タスキの受け渡しで行う。
- (3) 手渡されたタスキは必ず肩から脇の下に掛けなければならない。
- (4) タスキは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。また、前走者がタスキを外すのは中継線手前 400mから、次区間走者がタスキをかけるのは中継後 200mまでを目安とする。
- (5) タスキは必ずゴール後に役員へ返却すること。

9 助 力

- (1) 競技者は競技中にいかなる助力も受けてはならない。
- (2) 人または車両による追走や伴走行為は一切認めない。
- (3) 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れること及び飲料等を与えることは助力とはみなさない。

10 競技関係車両

- (1) 競技運営関係車両は、審判長車、先導車、監察車、救護車、後走車等である。
- (2) 競技者輸送車は各チーム 2 台まで認める。
- (3) 代表者会議で競技者輸送車証を 1 チームにつき 2 枚配布する。大会当日は競技役員に見えるよう掲示すること。

11 その他については、申し合わせ事項による。